

H30 改正 定期報告関係 抜粋

○大津市建築基準法等施行細則 (抜粋)

昭和 47 年 4 月 1 日

規則第 7 号

(建築物の定期報告)

第 9 条 法第 12 条第 1 項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の右欄に掲げる規模を有するもの（同項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして令第 16 条第 1 項に規定する建築物及び避難階以外の階をこれらの用途に供しないものを除く。）とする。

用途	規模
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル又は旅館	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
令第 115 条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等	床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分若しくは地階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店又は遊技場	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
公衆浴場	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもののうち 2 階の部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場のうち 2 以上の用途に供する施設	床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの

- 2 規則第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外觀覧場を除く。)、公会堂又は集会場	平成 28 年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場のうち2以上の用途に供する施設	
ホテル又は旅館	平成 29 年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、共同住宅及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)又は令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	平成 30 年及びその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
公衆浴場	

- 3 規則第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 換気設備、排煙設備(排煙機又は送風機を設けたものに限る。)、非常用の照明装置又は防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)がある場合は、建築設備等検査結果表(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)(様式第5号)

- (2) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、報告に係る建築物の番号、敷地に接する道路の位置、種別及びその幅員そ

	その他必要な事項
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部、防火設備、防火壁、防火区画、界壁、防火上主要な間仕切壁及び隔壁の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに主要部分の寸法及び構造(前号に該当する建築設備等がある場合にあっては、その位置及び構造を含む。)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法第 12 条第 1 項の規定による調査に用いた資料等で市長が必要と認めるもの

- 4 規則第 5 条第 4 項の規定により提出しなければならない同条第 3 項の報告書及び調査結果表並びに前項に規定する書類の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。
- 5 法第 12 条第 1 項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前 3 月以内になされたものでなければならない。
- 6 規則第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の規定による同条第 2 項第 7 号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して 10 年間とする。

(建築設備等の定期報告)

第 10 条 規則第 6 条第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 規則第 6 条第 4 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 建築設備 法第 12 条第 3 項の規定による検査(次号において「検査」という。)に用いた資料等で市長が必要と認めるもの

(2) 防火設備 付近見取図、防火設備の位置を明示した各階平面図及び検査に用いた資料等で市長が必要と認めるもの

3 規則第 6 条第 4 項の規定により提出しなければならない同条第 3 項の報告書及び検査結果表並びに前項に規定する書類の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

4 法第 12 条第 3 項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前 3 月以内になされたものでなければならない。

5 規則第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の規定による同条第 2 項第 8 号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して 1 年間とする。

(工作物の定期報告)

第 10 条の 2 規則第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 規則第 6 条の 2 の 2 第 4 項の規則で定める書類は、法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査及び検査に用いた資料等で市長が必要と認めるものとする。

3 法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査及び検査は、これらの規定による報告の日前 3 月以内になされたものでなければならない。

4 規則第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の規定による同条第 2 項第 9 号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して 1 年間とする。

(昇降機等の廃止等の届出)

第 10 条の 2 の 2 昇降機である特定建築設備等（法第 12 条第 3 項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。）又は令第 138 条の 3 に規定する昇降機等（以下この項において「昇降機等」と総称する。）の所有者又は管理者は、昇降機等を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止後再び使用するときは、昇降機等廃止・休止・再使用届（様式第 5 号の 2）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。